

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**1 現状**

**(1) 地域の災害等リスク**

**【1】当村の特性**

当村は、水戸市から北東へ約 15km の距離に位置し、東は太平洋に面している。西は那珂市、南はひたちなか市と接し、北は久慈川をはさんで日立市に接している。東西南北ともに 7.9km、総面積は 38 km<sup>2</sup>である。

また、比較的起伏の少ない地形で、標高 20～30m の台地（那珂台地）と久慈川や新川流域沿いの標高 6m 前後の低地、砂丘となっている海岸部で成り立っている。

当村の台地部は、東へ緩やかに傾斜し、砂礫や泥流堆積物やその上位に火山灰質のロームが覆い形成され、畑地と平地林や市街地となっている。台地部と低地部との境は急な崖線となっており、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が村内 15 箇所指定されている。

低地部は、久慈川流域の竹瓦、亀下、豊岡などの沖積平野、新川流域の真崎浦、細浦等の開析された谷底平野、沿岸部に分布する砂丘等で構成され、砂や砂礫、砂質シルトなどを混在した沖積層となっており、主に水田等として利用され、阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜の 6 箇所のため池がある。

久慈川周辺（石神地区・白方地区等）や新川河口付近（村松地区）は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震では河川沿いに津波遡上や地盤の液状化被害が発生している。また、各低地部では集中豪雨などによる洪水、内水はん濫による浸水被害を受けたことがある。

なお、沿岸域の砂丘部は現在、防砂林として活用されているほか、日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社などの敷地となっている。

**【2】想定される自然災害**

当村では、地震による津波や地震動、液状化による被害、低地部を中心に、台風・豪雨による河川氾濫、内水氾濫による水害、台風による風害や高潮、風水害や地震に伴う急傾斜地の崩壊やため池の決壊など土砂災害、木造住宅が密集する地域を中心に大規模火災など、様々な災害リスクが想定される。

**① 風水害**

太平洋に面する当村の気候はやや温暖で、年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1353.8mm（水戸地方気象台の 1981～2010 年の平均値）、日最大降水量は 276.6 mm、日最大 1 時間降水量は 81.7 mmとなっている。

近年、全国的には、夏季の降水量は増加する傾向がみられ、土砂災害や浸水、河川の氾濫につながるような猛烈な雨が降る頻度が高くなりつつある。

当村は久慈川の最下流にあたり、最大規模の浸水想定（流域総雨量 48 時間：616 mm）では豊岡、竹瓦を中心に 5～10m の浸水深、浸水継続時間も 3 日間に及ぶ地域が想定されている。

内水氾濫としては新川流域の真崎浦や細浦、中央排水路の周辺、久慈川沿いの低地、台地部の凹地などで浸水被害が発生している。また、台地部と低地部の境となる崖線において、台風等の豪雨による土砂災害のリスクがあり、土砂災害警戒区域が指定されている。

[水戸地方気象台の観測史上1～5位の値（年間を通じての値）（2020年12月まで）]

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	276.6	244	225.5	202	200	1897年～
	1938/6/29	1986/8/4	1966/6/28	1996/9/22	1991/9/19	
日最大10分間 降水量(mm)	36.3	31	25	25	22.5	1937年～
	1959/7/7	2014/7/27	1992/9/4	1979/7/25	2016/7/14	
日最大1時間 降水量(mm)	81.7	77.8	63.5	60	58.6	1906年～
	1947/9/15	1959/7/7	1994/8/21	1961/6/27	1930/7/25	
月最大24時間 降水量(mm)	287.5	227.3	204	202.5	199.5	1906年～
	1986/8/4	1966/6/28	1991/9/19	1996/9/22	1977/9/19	
月降水量の多い方から(mm)	635.5	588.3	489.7	489.5	485	1897年～
	1938/6	1941/7	1961/6	2004/10	1991/10	
日最大風速・ 風向(m/s)	28.3 北	28.1 北北 東	27.3 北	26.7 南南 東	26.6 北北 東	1897年～
	1961/10/10	1939/8/5	1932/11/15	1917/10/1	1938/10/21	
日最大瞬間風速・ 風向(m/s)	44.2 北北 東	39.6 北北 東	36.6 北	36.6 北東	36.3 北北 東	1937年～
	1939/8/5	1938/10/21	1961/10/10	1958/9/26	1996/9/22	
降雪の深さ日 合計(cm)	27	26	20	19	17	1953年～
	1990/2/1	1963/2/3	1994/2/12	2018/1/22	2006/1/21	
降雪の深さ月 合計(cm)	43	27	26	24	22	1953年～
	1984/2	1990/2	1963/2	2014/2	2018/1	

## ② 地震

茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震、陸域の深い場所で発生する地震である。

関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動は活発だが、被害地震としては、1930年の那珂川下流域の地震（M6.5、深さ54km）などが知られている。また、2016年12月28日に茨城県北部でM6.3の地震が発生し、茨城県で最大震度6弱を観測した。最近数十年間では、M7程度の地震は発生していないが、M5～6の地震は、数年に1回の割合で発生しており、局所的に若干の被害が生じたことがある。

関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、明治以降では、1909年の房総半島南東沖の地震（M6.7、M7.5）、1938年の茨城県沖の地震（M7.0）、同年の福島県東方沖の地震（M7.5）などがあるが、これらの地震による大きな被害は知られていない。

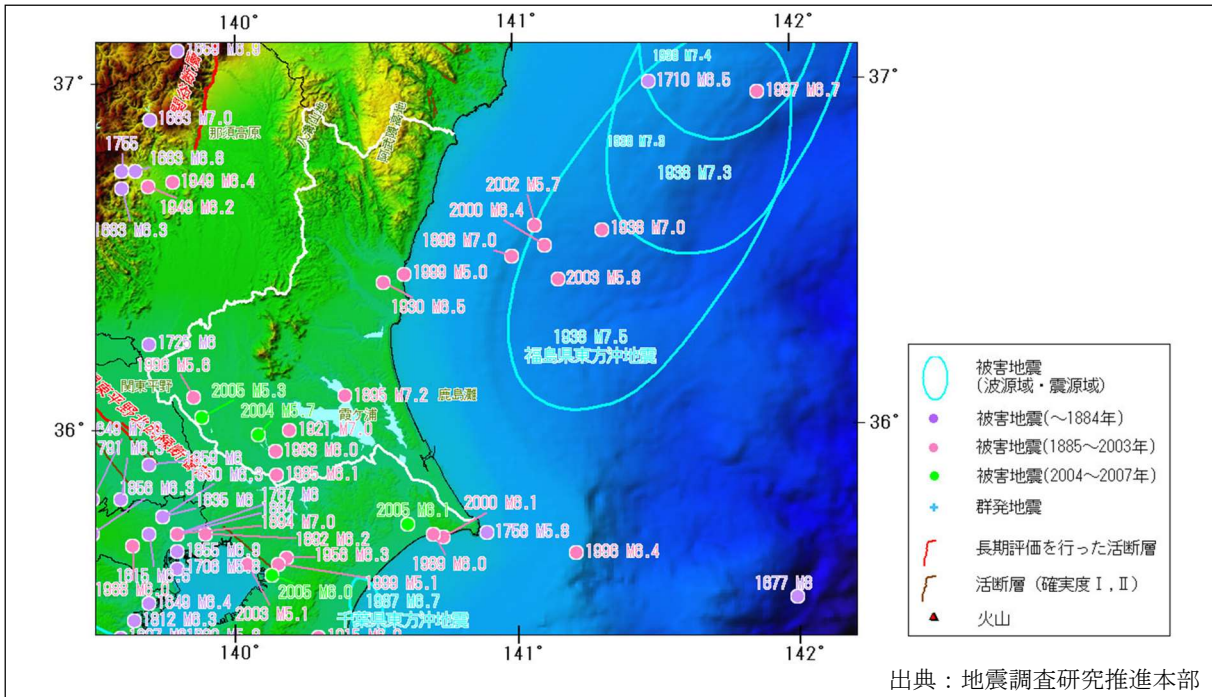
なお、1938年の福島県東方沖地震では県内で最大88cmの津波が観測されたが、この津波による被害はなかった。ただし、歴史の資料によると、1677年にはM8程度の規模で房総半島東方沖に発生したと考えられる地震により、県内では津波によって溺死者36名などの被害が生じたことがある。

1987年の千葉県東方沖の地震（M6.7）など周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがある。

さらに、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960年の「チリ地震津波」では、県内に2～3mの津波が襲来し、船舶などに被害が生じた。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」(M9)では、地震とそれに伴って発生した津波やその後の余震の影響により、特に東北地方や関東地方の太平洋沿岸部において未曾有の大規模地震災害となった。

#### 〔茨城県とその周辺の主な被害地震〕



#### 〔「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の被害〕

茨城県内では死者66名、行方不明者1名、負傷者714名、住家全壊2,634棟などの被害が生じた（平成31年3月1日現在、消防庁調べ）。

村内では、震度6弱、最大余震の震度5強の地震に襲われ、地震動や液状化などで電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止し、道路や家屋の損壊が発生し、学校教育施設、社会教育施設、集会施設等も損傷し、使用停止を余儀なくされるなど、村内全域にわたって甚大な被害がもたらされた。また、津波により約3km<sup>2</sup>（村の8.1%）が浸水し耕地の冠水等の被害を受けた。

なお、震災直後は15箇所の避難所に全村民のおよそ10%に相当する3,514人が避難する事態となった。

#### 〔「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の村内の被害〕

村内では死者6人、負傷者5人の人的被害が発生し、住家被害は全壊28、半壊158、一部破損3,831、床下浸水12、また、非住家被害は公共建物73、その他666、火災、液状化による宅地被害116の被害が生じた。

#### 〔茨城県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の評価〕

地震調査研究推進本部による、茨城県周辺の地震発生確率等の評価は以下の通りである。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0 程度	ほぼ 0%
	福島県沖	7.0～7.5 程度	50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5 程度	80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5 程度	60%～70%
	房総沖	—	—
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震	8クラス (7.9～8.6)	ほぼ 0%～6%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震	7程度 (6.7～7.3)	70%程度
南海トラフで発生する地震		8～9クラス	70%～80%

内陸の活断層で発生する地震			
関谷断層		7.5 程度	ほぼ 0%
深谷断層帯・綾瀬川断層 (関東平野北西縁断層 帯・元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9 程度	ほぼ 0%～0.1%
	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0 程度	ほぼ 0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0 程度	不明
立川断層帯		7.4 程度	ほぼ 0.5%～2%

(算定基準日：2020年1月1日)

なお、県内では確実に活断層であるとされるものは知られていない。また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、茨城県沖で発生する地震、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りの領域で発生する地震及び相模トラフ沿いや南海トラフで発生する地震がある。

#### 〔茨城県地震被害想定〕

茨城県では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、茨城県南部の地震（茨城県南部）、茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）、F1断層・北方陸域の断層・塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）、棚倉破砕帯東縁断層・同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）、太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）の7つの地震を設定している。

当村においては、7つの地震のうち、太平洋プレート（北部）において震度6強が想定されている。

	①茨城県南部	②茨城・埼玉県境	③ F 1 断層	④ 棚倉破砕帯	⑤ 太平洋プレート(北部)	⑥ 太平洋プレート(南部)	⑦ 茨城県沖～房総半島沖
最大震度	5 強	5 弱	6 弱	6 弱	6 強	5 強	6 弱

なお、当村は、南海トラフ地震対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

「南海トラフ地震対策推進地域」：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、県内では当村ほか6市1町が指定されている。

「首都直下地震緊急対策区域」：首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、県内では当村ほか29市8町1村が指定されている。

#### 〔茨城県津波浸水想定〕（平成24年8月公表）

茨城県では平成23年に制定された津波防災地域づくり法に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波について、津波浸水想定を設定しているが、当村における、最大遡上高、影響開始時間、最大となる浸水域等は以下のように想定されている。

#### ■津波の水位・最大遡上高・影響開始時間

海岸名	箇所名	津波の水位 (T.P)	最大遡上高 (T.P)	影響開始時間 (分)
久慈漁港海岸～豊岡海岸	日立市大みか町～東海村豊岡	5.0 ～ 10.9m	12.3m	26
常陸那珂港区～磯崎漁港海岸	東海村白方～ひたちなか市磯崎町	4.3 ～ 10.7m	12.2m	24

#### ■浸水面積

	津波浸水想定の結果	東北地方太平洋沖地震の津波の実績
東海村の浸水面積	5.5 km <sup>2</sup>	2.6 km <sup>2</sup>

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

出典：茨城沿岸津波対策検討委員会「茨城県津波浸水想定（解説）（p.12～p.14）」

### 【3】原子力災害

当村においては、自然災害等に起因する原子力災害への対応も重要な課題であり、地域防災計画（原子力災害対策計画編）や広域避難計画等の中で今後の取り扱いを検討するものとする。

※地域の災害等リスク「【1】当村の特性」及び「【2】想定される自然災害」については、東海村国土強靱化地域計画を一部参照。

#### 【4】感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。一方、「新型コロナウイルス感染症」は、令和2年に入ってから国内での流行が見られるようになり、以後、感染者の減少と増加を繰り返しており、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が実施されているが、“変異株”の影響もあり、全国的にこれまでに経験のない感染拡大が継続している。

「新型コロナウイルス感染症」については、ワクチンの接種が進められているものの、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を受けるおそれがある。

現在の新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、今後新たに発生すると想定される感染症への事前対策は、事業者が事業を継続するうえで非常に重要である。

#### (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,164人
- ・ 小規模事業者数 816人

#### 【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況など
商業	204	143	村内に広く分布している。
工業	94	66	村内に広く分布している。
建設業	298	209	村内に広く分布している。
サービス業	568	398	村内に広く分布している。
合計	1,164	816	

出典：令和2年度茨城県商工会実態調査

#### (3) これまでの取組

##### 【1】当村の取組

##### ・ 東海村地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、村内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めるため、東海村防災会議が策定した。現在の計画は、平成31年4月改定版である。

また、令和3年3月に「東海村国土強靱化地域計画」を策定済みである。

##### ・ 食料等の備蓄の推進

東海村地域防災計画に基づき、想定り災人口のおおむね3日分を目標として食料等の備蓄に努めており、また、毛布、簡易トイレ、発電機、救急セット、感染症対策用品等の資機材も備蓄を行っている。

##### ・ 東海村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当計画においては、村域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当村が実施する措置等を定めている。なお、村内での新型コロナウイルス感染症拡大を最小限に抑え、村民の安心と健康を守るために講じるべき対策を現時点で整理し、感

染状況の変化に応じて、迅速かつ適切に感染症拡大防止の取組を行う必要があることから、令和2年11月に同計画の「新型コロナウイルス感染症対策編」を追加策定した。

## 【2】当会の取組

### ・事業者に対するBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では小規模事業者等に対し、事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により、配布・周知を行っている。

### ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

### ・損害保険への加入促進

当会では、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行っている。

### ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手、ゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

### ・新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援

特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や茨城県、東海村の施策の情報提供）、事業者への影響調査等のほか、茨城県、茨城県商工会連合会、東海村と連携しながら、感染拡大防止に向けた各種情報提供を行っている。

## 2 課題

（商工会の課題）

- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。

（管内事業者の課題）

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であ

り、事業者に向けた地域の災害リスクに関する周知も不足している。

- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### 3 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

■事業継続力強化計画認定： 6社／年

■各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）： 10社／年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年11月1日～令和8年3月31日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### (ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP(事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む)に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### (イ) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続計画(BCP)を作成済み。

#### (ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

### (エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗について、経営指導員が巡回窓口等で確認し、必要な場合には随時、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて、東海村事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### (オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

## (2) 発災後の対策

### 【1】大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と東海村で共有する。）

#### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と東海村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、下記表に基づき3日以内に東海村、県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li><li>④復興支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>	特に行わない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### ③被害情報の共有

- ・ 当会と当村は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## 【2】感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### ①管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

### ②管内事業者の被害状況の確認

- ・ 当村は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### ③被害情報の共有

- ・ 当会と当村は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

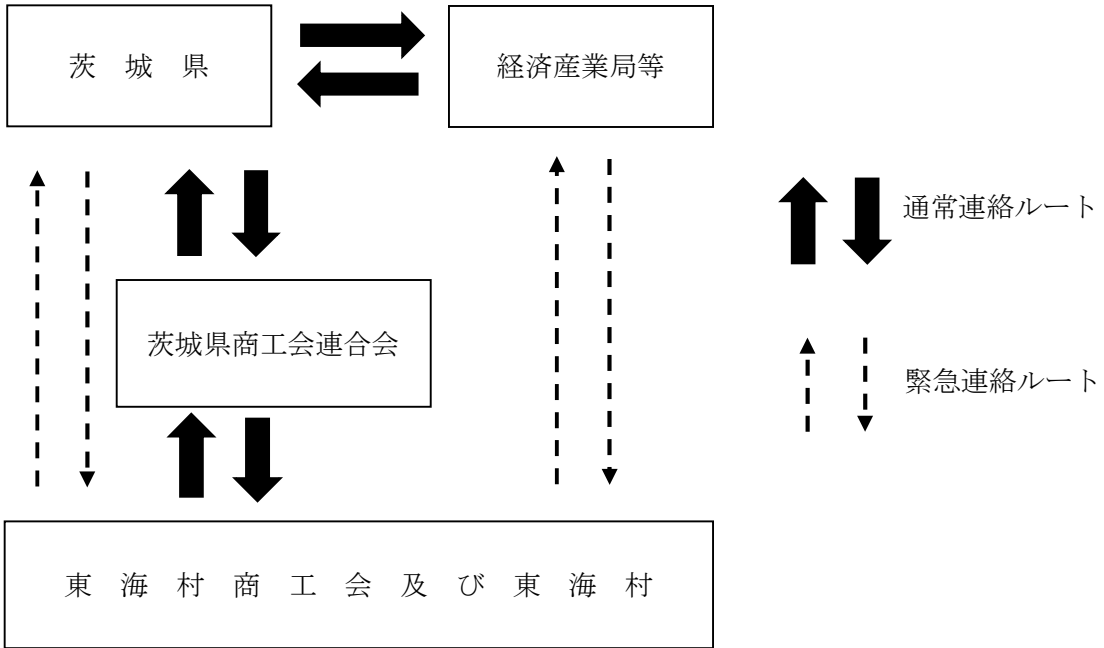
### ④被害情報の報告

- ・ 当会と当村で情報を共有した上で、当村においては県が定める期日までに県へ報告する。  
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## （3）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と東海村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ検討しておく。
- ・ 当会と当村が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当村より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>団体名称</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> </table>		団体名称		電話番号		電話番号												
団体名称																		
電話番号																		
電話番号																		
○関係団体の被害の概要																		
人的被害 ※職員、従業員等の被害を記載	物的被害 ※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	その他 ※上記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等に被害が及ぼしたことにより、流通経路に被害が発生した場合など)																
○被災中小企業等の被害状況詳細(関連経済産業局への報告を参照したもの)																		
No	所在地	被災中小企業等の概要				事業用資産の被害状況												
		被害 態様	事業 所名	業 種	工業 or 商業	従業員 数 (A) a	資本金 (千円)	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		被害額 (千円)	従業員 対 被害額 (千円) b/a	
							面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)			
例	●市 A	A	茨城県(例)	金属加工	工業	3	20,000	100	200		100	300	100	80	100	80	070	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、東海村と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、東海村の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

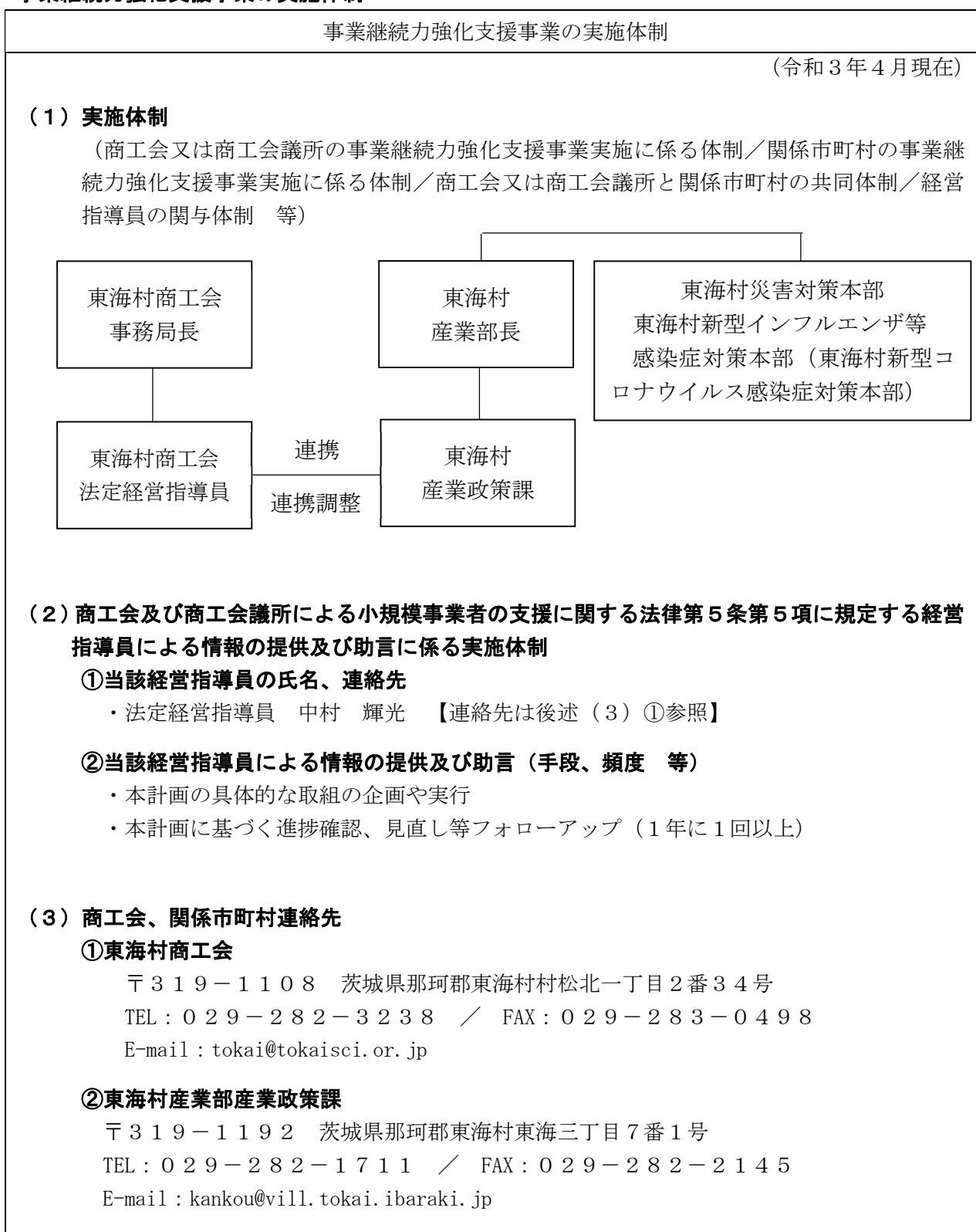
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

#### **※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

### 事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

**事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法**

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	150	150	150	150	150
会議運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・村補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

**事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項**

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>那珂市商工会 会長 浅川清司 〒311-0105 茨城県那珂市菅谷 4404-7 ひたちなか商工会議所 会頭 柳生修 〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央 1 4 - 8</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p> <p>①管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知啓発。 ②管内事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p> <p>①普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 (連携者) 那珂市商工会、ひたちなか商工会議所 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内事業者の事業者BCPの策定推進 (連携者) 那珂市商工会、ひたちなか商工会議所 (効果) 事業者BCPの策定事業者増加につながる。</p>
<p>連携体制図等</p> <pre> graph TD     A[東海村商工会 事務局長] --- B[法定経営指導員]     C[那珂市商工会・ ひたちなか商工会議所] --- D[法定経営指導員]     B --- E[連携]     D --- E     E --- F[連携調整]     B --&gt; G[事業継続力強化 計画普及啓発]     D --&gt; H[事業者BCP策定支援 ・セミナーの共催]     G --&gt; I[地区内小規模事業者等]     H --&gt; I     </pre>